

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2022 年 3 月 30 日

株式会社ヤマダホールディングス

2022年3月30日

群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダホールディングス
代表取締役会長兼社長 CEO 山田 昇

株式交換に係る事前開示事項

株式会社ヤマダホールディングス（以下「ヤマダホールディングス」といいます。）は、株式会社ヒノキヤグループ（以下「(株)ヒノキヤグループ」といいヤマダホールディングスと(株)ヒノキヤグループを総称して「両社」といいます。）との間で締結した2022年2月10日付株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022年4月27日を効力発生日として、ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社とし、(株)ヒノキヤグループを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたします。本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1をご参照ください。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2をご参照ください。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

(株)ヒノキヤグループは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はございません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

- ・最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 をご参照ください。

- ・最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

- ①（株）ヒノキヤグループは、2022 年 2 月 10 日開催の取締役会において、ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社とし、（株）ヒノキヤグループを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。
- ②（株）ヒノキヤグループは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において（株）ヒノキヤグループが保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求により（株）ヒノキヤグループが取得する株式を含みます。）の全部を消却する予定です。

5. 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

- ・最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

- ① ヤマダホールディングスは、2022 年 2 月 10 日開催の取締役会において、ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社とし、（株）ヒノキヤグループを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。
- ② ヤマダホールディングスは、2021 年 1 月 18 日付の取締役会において、2021 年 7 月 1 日付でヤマダホールディングスの連結子会社であるヤマダデンキを吸収合併存続会社とし、ヤマダホールディングスの連結子会社である株式会社ベスト電器、株式会社黒川デンキ、株式会社九州テックランド、株式会社マツヤデンキ、株式会社星電社、株式会社 Project White 及び非連結子会社である加藤商事株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを決議し、2021 年 7 月 1 日付で吸収合併の効力が発生しました。

③ ヤマダホールディングスは、2021年6月9日付の取締役会において、株式会社大塚家具との間で株式交換契約を締結することを決議し、2021年9月1日付で効力が発生しました。

④ ヤマダホールディングスは、2022年2月14日付の取締役会において、2022年5月1日付（予定）でヤマダホールディングスの連結子会社であるヤマダデンキを吸収合併存続会社とし、ヤマダホールディングスの連結子会社である株式会社大塚家具を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを決議しました。当該吸収合併の内容は、ヤマダホールディングスが公表した2022年2月14日付「子会社間の合併に関するお知らせ」に記載のとおりです。

6. 本株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はございません。

以上

【株式交換契約の内容】

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社ヤマダホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社ヒノキヤグループ（以下「乙」という。）は、以下のとおり、2022年2月10日（以下「本契約締結日」という。）付で、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社ヤマダホールディングス

住所：群馬県高崎市栄町1番1号

乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ヒノキヤグループ

住所：東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館7階

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、第7条に基づき乙の自己株式が消却された後の株主をいい、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に6.2を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式6.2株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

第4条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第5条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年4月27日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（株式交換契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

第7条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時において消却する。

第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

第9条（剰余金の配当）

乙は、2021年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株当たり50円を限度として金銭による剰余金の配当を行うことができる。

第 10 条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 第 6 条第 1 項ただし書の規定による甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、本契約につき甲の株主総会の決議による承認が得られなかったとき
- (2) 効力発生日の前日までに、本契約につき第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (3) 本株式交換に関し、法令に基づき効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出等が完了しなかった場合
- (4) 前条に基づき本契約が解除された場合

第 12 条（裁判管轄）

本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関する事項につき疑義が生じた場合は、甲及び乙は、相互に誠実に協議して解決に努める。

(以下余白)

以上の合意を証するため、本契約書の正本2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2022年2月10日

甲： 群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダホールディングス
代表取締役会長兼社長 CEO 山田



乙： 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
丸の内トラストタワー本館7階
株式会社ヒノキヤグループ
代表取締役社長 近藤 昭





【会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項】

1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	ヤマダホールディングス (株式交換完全親会社)	(株)ヒノキヤグループ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	6.2
本株式交換により交付する株式数	ヤマダホールディングスの普通株式： 39,204,615 株 (予定)	

(注 1) 株式の割当比率

(株)ヒノキヤグループの普通株式(以下「(株)ヒノキヤグループ株式」といいます。)1株に対して、ヤマダホールディングスの普通株式(以下「ヤマダホールディングス株式」といいます。)6.2株を割当交付いたします。ただし、ヤマダホールディングスが保有する(株)ヒノキヤグループ株式(2021年12月31日現在6,327,659株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

(注 2) 本株式交換により交付するヤマダホールディングス株式の数

ヤマダホールディングス株式 39,204,615 株(予定)

上記の普通株式数は、2021年12月31日時点における(株)ヒノキヤグループ株式の発行済株式総数(13,575,000株)及び自己株式数(924,016株)に基づいて算出しております。

ヤマダホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換によりヤマダホールディングスが(株)ヒノキヤグループの発行済株式(ただし、ヤマダホールディングスが保有する(株)ヒノキヤグループ株式は除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における(株)ヒノキヤグループの株主の皆様(ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、ヤマダホールディングスを除きます。)に対し、その保有する(株)ヒノキヤグループ株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のヤマダホールディングス株式を割当交付いたします。ヤマダホールディングスは、本株式交換により交付する株式として、

ヤマダホールディングスが保有する自己株式 39,204,615 株を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

なお、(株)ヒノキヤグループは、本株式交換の効力発生日の前日まで開催される取締役会の決議により、基準時において(株)ヒノキヤグループが保有する自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求により(株)ヒノキヤグループが取得する株式を含みます。)の全部を消却する予定です。

本株式交換により割当交付するヤマダホールディングス株式の数については、(株)ヒノキヤグループによる自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ヤマダホールディングスの単元未満株式(100 株未満の株式)を保有することとなる(株)ヒノキヤグループの株主の皆様におかれましては、ヤマダホールディングス株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては、単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取制度(1 単元(100 株)未満株式の売却)

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、ヤマダホールディングスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ヤマダホールディングスに対して、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度(1 単元(100 株)への買増し)

会社法第 194 条第 1 項及びヤマダホールディングスの定款の規定に基づき、ヤマダホールディングスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ヤマダホールディングスに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元(100 株)となる数のヤマダホールディングス株式を売り渡すことを請求し、これを買い増すことができる制度です。

(注 4) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、ヤマダホールディングス株式 1 株に満たない端数の割当交付を受けることとなる(株)ヒノキヤグループの株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数(合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数のヤマダホールディングス株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

ヤマダホールディングス及び(株)ヒノキヤグループは、本株式交換に用いられる上記(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公平性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ヤマダホールディングスは、野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます。)を、(株)ヒノキヤグループは山田コンサルティンググループ株式会社(以下「山田コンサル」といいます。)を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

ヤマダホールディングスは、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村証券から2022年2月10日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言等を踏まえて慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、ヤマダホールディングスの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

一方、(株)ヒノキヤグループは、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である山田コンサルから2022年2月9日付で受領した株式交換比率算定報告書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業(以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。)からの助言、支配株主であるヤマダホールディングスとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といい、詳細については、下記(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。)からの指示及び助言、本特別委員会の主導による交渉の内容及び結果、並びに本特別委員会から提出された答申書等を踏まえて慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、(株)ヒノキヤグループの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、両社は、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向及び将来の見通し、並びに、株価動向等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式交換比率について慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。その結果、ヤマダホールディングス及び(株)ヒノキヤグループは、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととし、2022年2月10日、両社の取締役会決議により、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

(3) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

ヤマダホールディングスの第三者算定機関である野村証券及び(株)ヒノキヤグループの第三者算定機関である山田コンサルは、いずれも、ヤマダホールディングス及び(株)ヒノキヤグループからは独立した算定機関であり、ヤマダホールディングス及び(株)ヒノキヤグループの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

野村証券は、ヤマダホールディングスについては、ヤマダホールディングス株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(2022年2月9日を算定基準日として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))市場第一部における算定基準日の株価終値、2022年2月3日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、2022年1月11日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、2021年11月10日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、2021年8月10日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値を採用しております。)を採用して算定を行いました。

また、野村証券は、(株)ヒノキヤグループについては、(株)ヒノキヤグループ株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(2022年2月9日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における(株)ヒノキヤグループ株式の算定基準日の株価終値、2022年2月3日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、2022年1月11日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、2021年11月10日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、2021年8月10日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値を採用しております。)を、また、(株)ヒノキヤグループには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)をそれぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法におけるヤマダホールディングスの1株当たりの株式価値を1とした場合の(株)ヒノキヤグループの評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の結果
市場株価平均法	5.13～5.43
類似会社比較法	3.79～6.38
D C F 法	5.23～9.23

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。（株）ヒノキヤグループの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、（株）ヒノキヤグループから提供されヤマダホールディングスが確認した事業計画（2022年12月期から2025年12月期まで）、（株）ヒノキヤグループへのインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2022年12月期以降の（株）ヒノキヤグループの将来予想を前提としております。野村證券の算定は、2022年2月9日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、ヤマダホールディングスの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がD C F法による算定の前提とした（株）ヒノキヤグループの事業計画において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2023年12月期において、2022年12月期のウッドショックの影響による仕入れ価格の一時的な増加の反動減や、展示場出展数の増加を通じたエリア拡大戦略による売上高増加などを要因として、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

一方、山田コンサルは、ヤマダホールディングス及び（株）ヒノキヤグループについて、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を、両社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を用いて算定いたしました。

市場株価法においては、両社について、2022年2月9日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均値を採用しております。

D C F法においては、ヤマダホールディングスについては、ヤマダホールディングスが作成した2022年3月期から2025年3月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、5.57%～6.81%の範囲で毎期一

定の割引率で現在価値に割り引いております。事業計画が存在しない2026年3月期以降については、永久成長率法及びExitマルチプル法により現在価値を算定しており、永久成長率は-0.25%~0.25%、Exitマルチプルは4.80倍~5.80倍をそれぞれ採用しております。(株)ヒノキヤグループについては、(株)ヒノキヤグループが作成した2022年12月期から2025年12月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、7.89%~9.65%の範囲で每期一定の割引率で現在価値に割り引いております。事業計画が存在しない2026年12月期以降については、永久成長率法及びExitマルチプル法により現在価値を算定しており、永久成長率は-0.25%~0.25%、Exitマルチプルは5.01倍~6.01倍をそれぞれ採用しております。

なお、山田コンサルがDCF法による分析に用いたヤマダホールディングスの事業計画については、大幅な増減益が見込まれている事業年度は含まれておりません。

また、山田コンサルがDCF法による分析に用いた(株)ヒノキヤグループの事業計画は、現在の組織体制を前提として作成されておりますが、対前年度比で大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2023年12月期において、足元で生じている国内の木材価格が高騰する「ウッドショック」と呼ばれる状況が収束すると想定しているため、前年度と比較して営業利益が約51%増益することを見込んでおります。

最後に、類似会社比較法では、ヤマダホールディングスと比較的類似する事業を営む類似上場企業として、株式会社ビックカメラ、株式会社ケースホールディングス、株式会社エディオン及び株式会社ノジマを選定した上で、事業価値に対するEBITDAの倍率(EV/EBITDA倍率)を用いて、ヤマダホールディングスの株式価値を算定し、

(株)ヒノキヤグループと比較的類似する事業を営む類似上場企業として、タマホーム株式会社、株式会社AVANTIA及び株式会社日本ハウスホールディングスを選定した上で、事業価値に対するEBITDAの倍率(EV/EBITDA倍率)を用いて、(株)ヒノキヤグループの株式価値を算定しております。

なお、当該事業計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではありません。また、ヤマダホールディングス及び(株)ヒノキヤグループの事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。各評価方法による(株)ヒノキヤグループ株式1株に対するヤマダホールディングス株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、下記のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の結果
市場株価法	4.71~5.68
DCF法	3.57~10.75
類似会社比較法	5.59~9.39

山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（事業計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルの算定は、2022年2月9日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

(4) 公正性を担保するための措置

ヤマダホールディングスは、既に（株）ヒノキヤグループ株式 6,327,659 株（2021年12月31日現在の発行済株式総数（自己株式数を除く）に占める割合にして50.02%）を保有する同社の親会社であることから、両社は、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ヤマダホールディングスは、第三者算定機関である野村證券を選定し、2022年2月10日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記(3)②「算定の概要」をご参照ください。

一方、（株）ヒノキヤグループは、第三者算定機関である山田コンサルを選定し、2022年2月9日付で、株式交換比率算定報告書を取得いたしました。株式交換比率算定報告書の概要については、上記(3)②「算定の概要」をご参照ください。

なお、ヤマダホールディングス及び（株）ヒノキヤグループは、いずれも、それぞれの第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

ヤマダホールディングスは、リーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

なお、西村あさひ法律事務所は、ヤマダホールディングス及び（株）ヒノキヤグループから独立しており、ヤマダホールディングス及び（株）ヒノキヤグループとの間に重要な利害関係は有しません。

一方、(株)ヒノキヤグループは、リーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、ヤマダホールディングス及び(株)ヒノキヤグループから独立しており、ヤマダホールディングス及び(株)ヒノキヤグループとの間で重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

ヤマダホールディングスは既に(株)ヒノキヤグループ株式 6,327,659 株(2021年12月31日現在の発行済株式総数(自己株式数を除く)に占める割合にして50.02%)を保有する同社の親会社であることから、(株)ヒノキヤグループは、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

① (株)ヒノキヤグループにおける利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得

(株)ヒノキヤグループは、2021年11月9日、ヤマダホールディングスから本株式交換の申入れを受けたことを受け、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受けつつ、2021年11月16日に開催された取締役会の決議により、本株式交換に関し、(株)ヒノキヤグループ取締役会の意思決定に慎重を期し、(株)ヒノキヤグループ取締役会の意思決定における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、(株)ヒノキヤグループ取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが(株)ヒノキヤグループの少数株主にとって不利益なものでないかどうかについての意見を取得することを目的として、ヤマダホールディングスとの間で利害関係がなく、(株)ヒノキヤグループの社外取締役として(株)ヒノキヤグループの事業内容等について相当程度の知見を有し、高度の識見を有すると認められ、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている出口俊一氏及び片山雅也氏、ヤマダホールディングスとの間で利害関係がなく、

(株)ヒノキヤグループの社外監査役として(株)ヒノキヤグループの事業内容等について相当程度の知見を有し、高度の識見を有すると認められ、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている長谷川臣介氏及び長澤正浩氏、並びにヤマダホールディングス及び(株)ヒノキヤグループとの間で利害関係がなく、M&A業務に携わる専門家として本株式交換の検討を行う専門性・適格性を有すると判断される独立した外部の有識者である高橋明人氏(弁護士、高橋・片山法律事務所)の5名によって構成される本特別委員会を設置いたしました。高橋明人氏については、M&Aに関する法的観点からの専門性を補うために、上記の社外取締役及び社外監査役に加えて本特別委員会の委員として選任いたしました。なお、(株)ヒノキヤグループは、当初からこの5名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関

ならず時間報酬又は特別委員会の開催回数に応じて算出される金額の報酬を支払うものとされており、本株式交換の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

その上で、(株)ヒノキヤグループは、本株式交換を検討するにあたり、本特別委員会に対し、(a)本株式交換の目的は合理性を有するものと認められるか(本株式交換が(株)ヒノキヤグループの企業価値向上に資するか否かを含む。)、(b)本株式交換の条件(本株式交換における株式交換比率を含む。)の妥当性が確保されているか、(c)本株式交換に至る意思決定・交渉過程等の手続について、公正性が確保されているか、(d)上記(a)から(c)の他、本株式交換は(株)ヒノキヤグループの少数株主にとって不利益でないと考えられるか(以下総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問いたしました。また、(株)ヒノキヤグループは、本特別委員会の設置にあたり、本株式交換に関する(株)ヒノキヤグループの取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本株式交換に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、(株)ヒノキヤグループの取締役会は当該取引条件による本株式交換を承認しないものとしたしました。さらに、(株)ヒノキヤグループは、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会に対し、本諮問事項の検討にあたって、(a)(株)ヒノキヤグループの選任に係るファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーを承認(事後承認を含む。)した上で当該アドバイザーから専門的助言を受ける権限、及び、本特別委員会が必要と認める場合には、独自のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等のアドバイザーを選任した上で当該アドバイザーから専門的助言を受ける(その場合の合理的な費用は(株)ヒノキヤグループが負担する。)権限、(b)(株)ヒノキヤグループの役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本株式交換の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、(c)本株式交換のために講じるべき公正性担保措置の程度を検討し、必要に応じて意見・提言する権限並びに(d)(株)ヒノキヤグループとヤマダホールディングスとの間での公正な交渉状況を確保するべく、(株)ヒノキヤグループがヤマダホールディングスとの間で行う本株式交換の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限、及び、本特別委員会が必要と認める場合には、ヤマダホールディングスとの間で本株式交換の取引条件等の協議及び交渉を直接行う権限を付与することを決議しております。

本特別委員会は、2021年11月20日から2022年2月9日までの間に、委員会を合計11回、合計約25時間にわたって開催した他、各会日間においても、電子メール等を通じて報告・情報共有、審議・意思決定を行う等して、本諮問事項について、慎重に審議及び検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、2021年11月20日に開催された第1回特別委員会において、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、(株)ヒノキヤグループにおいて、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ

選任することを承認するとともに、本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関与する（株）ヒノキヤグループの取締役につき、ヤマダホールディングスとの間での利害関係の観点から問題がないことを確認し、本株式交換に係る検討・交渉を行う体制を構築いたしました。その上で、本特別委員会は、（株）ヒノキヤグループの経営陣との間で、本株式交換の目的、本株式交換の検討経緯、（株）ヒノキヤグループを取り巻く事業環境・経営課題、本株式交換後に想定される施策の内容、本株式交換のメリット・デメリット、株式交換比率の算定の前提となる（株）ヒノキヤグループの事業計画の策定手続及び内容等について質疑応答を行っており、また、山田コンサルから、株式交換比率の算定に係る算定手法の採用理由、本株式交換における株式交換比率の算定結果に関する説明や適時ヤマダホールディングスとの交渉状況の報告を受けた上で、ヤマダホールディングスに提案する具体的な株式交換比率を含む交渉方針について審議・検討した上で承認し、指示や要請を行うほか、自ら主導的に、ヤマダホールディングスとの間の株式交換比率の交渉も行っております。また、本特別委員会は、ヤマダホールディングスに対してインタビューを実施し、ヤマダホールディングスグループにおける（株）ヒノキヤグループの位置づけ、本株式交換の検討経緯、本株式交換の目的及び本株式交換後に想定される施策の内容、本株式交換のメリット・デメリット等について確認しております。また、（株）ヒノキヤグループのリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本株式交換の手続面における公正性を担保するための措置並びに本株式交換に係る（株）ヒノキヤグループの取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する説明を受け、質疑応答を行っております。さらに、本特別委員会は、（株）ヒノキヤグループ事務局や各アドバイザー等から提出された本株式交換に係る関連資料等により、本株式交換に関する情報収集を行い、これらの情報も踏まえて本諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、本特別委員会は、ヤマダホールディングスと（株）ヒノキヤグループとの間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受け、株式交換比率を含む交渉方針について審議・検討した上で、自ら主導的に、ヤマダホールディングスとの株式交換比率の交渉も行っております。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、(a)本株式交換の目的は合理的と認められる（本株式交換は（株）ヒノキヤグループの企業価値向上に資するものである）旨、(b)本株式交換比率は妥当なものと考えられ、本株式交換の条件の妥当性が確保されている旨、(c)本株式交換に至る意思決定・交渉過程等の手続について、公正性が確保されている旨、及び、(d)（株）ヒノキヤグループ取締役会が本株式交換の実施を決定することは、（株）ヒノキヤグループの少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を、2022年2月9日付で、（株）ヒノキヤグループの取締役会に対して提出しております。

② (株) ヒノキヤグループにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した 2022 年 2 月 10 日開催の (株) ヒノキヤグループの取締役会においては、(株) ヒノキヤグループの取締役 8 名のうち、近藤昭氏はヤマダホールディングスの完全子会社である株式会社ヤマダ住建ホールディングスの代表取締役社長を兼務しており、利益相反を回避する観点から、近藤昭氏を除く他の 7 名の取締役により審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。なお、利益相反を回避する観点から、近藤昭氏は、(株) ヒノキヤグループの立場で本株式交換に係る協議・交渉に参加しておりません。

また、上記の取締役会においては、(株) ヒノキヤグループの監査役 4 名の全員が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

2. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換により増加するヤマダホールディングスの資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。以下の資本金及び準備金の額は、ヤマダホールディングスの財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情に鑑み、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

- ① 資本金 0 円
- ② 資本準備金 会社計算規則第 39 条に従いヤマダホールディングスが別途定める額
- ③ 利益準備金 0 円

【株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容】

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(2021 年 1 月 1 日から
2021 年 12 月 31 日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナワクチンの接種が進み、経済活動の再開により持ち直しの動きが見られるものの、足元では新たな変異株の感染が急拡大する等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

住宅業界におきましては、国土交通省発表による新設住宅着工戸数は、消費増税や新型コロナウイルス感染症の拡大等による影響で減少傾向が続いておりましたが、当社グループの事業と関係の深い「持家」は、2020年11月より増加に転じ、持ち直しの動きが見られました。一方で経済回復による需要増加、さらには貨物船の減便、コンテナ不足等を背景として、世界的に木材価格が高騰する「ウッドショック」や原油価格の高止まり等、原材料の供給不安と価格上昇により厳しい事業環境が続いております。

このような状況のもとで、当社グループは、感染防止策を徹底し、お客様の利便性向上を図るため、住宅展示場をはじめとする営業拠点においては、WEBでの来場予約システムや、インテリア等の生活空間をイメージしていただけるVR内覧システムの採用、セミナーのオンライン開催等、デジタルツールを拡充し、非対面型の接客を推進しました。また、かねてより進めていた営業ツール、工事工程管理のIT化により社内外のコミュニケーションにおいても、オンライン打合せやWEB会議を積極的に活用し、営業活動や業務の効率化に努めました。これらの対策を講じたうえで、各事業セグメントにおいて、より一層の収益拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は1,225億3百万円（前年同期比7.1%増）、営業利益は62億58百万円（前年同期比5.6%減）、経常利益は62億52百万円（前年同期比4.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は31億44百万円（前年同期比17.3%減）となりました。

② セグメント別業績概況（セグメント間取引消去前）

<住宅事業>

（注文住宅受注の状況）

	前連結会計年度 (2020年12月期)	当連結会計年度 (2021年12月期)	増減率 (%)
棟数（棟）	3,407	4,274	25.4
金額（百万円）	68,630	87,490	27.5

（販売の状況）

（単位：棟）

	前連結会計年度 (2020年12月期)	当連結会計年度 (2021年12月期)	増減率 (%)
販売合計	3,499	3,802	8.7
注文住宅	3,031	3,364	11.0
分譲住宅	361	328	△9.1
賃貸住宅	107	110	2.8

当事業では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、ニューノーマルとして生活様式や働き方に大きな変化がみられ、マンションと比較してワークスペースやプライベート空間を確保しやすい戸建住宅への関心が高まったことや、自宅で過ごす時間が増加したことにより、2016年の発売以後、住宅事業を牽引する「Z空調」の換気性能や経済性があらためて注目され、累計販売棟数が外部向け販売を含めて1万8千棟を超え、順調に販売拡大しました。また、従前から住宅展示場等への集客及び対面営業のみに頼らない方策としてSNSを活用した情報発信やWEBサイトからの集客、オーナー、不動産事業者からの紹介受注強化の取組みを推進したこと等が奏功し、受注棟数及び受注金額は前年を大幅に上回り、過去最高を更新しました。

販売棟数及び売上高は、ウッドショックによる木材不足で一部の工事に遅れが生じたものの、工事工程の管理を徹底する等により影響を最小限に抑制し、販売棟数、売上高ともに前年同期を上回りました。利益面においてはウッドショックの影響によるコスト増約14億円があったものの、増収に加え、売上総利益率改善の取組みや販売管理費削減に努めた結果、前年同期を上回りました。

この結果、売上高は910億8百万円（前年同期比6.5%増）、営業利益は63億64百万円（前年同期比1.9%増）となりました。

<不動産投資事業>

当事業では、ホテル事業においては新型コロナウイルス感染症の影響で宿泊需要が大幅に減少し、客室稼働率が低下する等の影響があったものの、都心の賃貸不動産等を中心とした収益物件に対する需要は底堅く推移しており、5物件の販売が成約したことから、売上高、利益ともに前年同期を大幅に上回りました。

この結果、売上高は41億22百万円（前年同期比268.5%増）、営業利益は3億54百万円（前年同期比1,172.8%増）となりました。

<断熱材事業>

当事業では、戸建住宅部門においては積極的な営業展開により受注が前年同期を上回ったことに加え、建築物部門でも、断熱・耐火工事の受注が堅調に増加し、売上高は前年同期を上回りました。利益面においては、ウレタン原料価格の高止まりが続く中、利益改善の取り組みとして原料使用量を約30%削減する「アクアフォームLITE」への切替えを進めたものの前年同期を大幅に下回りました。

この結果、売上高は239億3百万円（前年同期比9.3%増）、営業利益は14億10百万円（前年同期比23.9%減）となりました。

<リフォーム事業>

当事業では、新型コロナウイルス感染症の影響等により、注文住宅オーナーへの定期点検やリフォーム提案等対面での営業が制限されたこと等により受注が減少し、売上高、営業利益ともに前年同期を下回りました。

この結果、売上高は31億98百万円（前年同期比3.7%減）、営業利益は2億24百万円（前年同期比0.7%減）となりました。

<介護保育事業>

当事業では、新型コロナウイルス感染症の影響による保育所の利用者数減少、2020年12月に老人ホーム4施設等を譲渡したことから、売上高は前年同期を大幅に下回りました。利益面では、減収に加え、前年同期は新型コロナウイルス感染症の影響による保育施設の休園、イベントの自粛により変動費が抑えられたものの、当期は通常運営に戻り変動費が増加したことから前年同期を大幅に下回りました。

この結果、売上高は29億81百万円（前年同期比42.7%減）、営業損失は46百万円（前年同期は営業利益1億55百万円）となりました。

なお、2021年10月20日付で当事業を構成する連結子会社であるライフサポート株式会社の全株式を譲渡し、連結の範囲から除外しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度では、住宅事業にて展示場及び営業所の建物6億93百万円、断熱材事業にて営業用土地・建物1億73百万円等に投資しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、長期借入金10億円の資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、短期的には新型コロナウイルス感染症の拡大により、ニューノーマルとして生活様式や働き方の大きな変化が生じており、中長期的には人口減少や超高齢化社会の進行、それに伴う労働力不足や介護問題の深刻化等が予想されております。主力事業である住宅事業においては、政府の住宅政策の「ストック重視」への転換、多様化するライフスタイルを反映した消費者の住宅取得意識の変化等により、新設住宅着工戸数は減少傾向が続き、企業間の競争はさらに激しくなるものと思われま

す。このような環境下、2030ビジョンを策定し、主力の住宅事業を中心により強固な事業基盤を構築するため、エリア拡大と業務効率化の推進による収益性向上を図るとともに、住宅関連の市場環境の変化と多様化するお客様のニーズ、ニューノーマルに対応した革新的なビジネスモデルの構築により、グループ全体として安定した収益を獲得できるよう収益基盤の強化に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第31期 2018年度	第32期 2019年度	第33期 2020年度	第34期 2021年度
売 上 高 (百万円)	110,259	117,687	114,365	122,503
経 常 利 益 (百万円)	4,386	6,231	6,552	6,252
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,303	2,360	3,800	3,144
1株当たり当期純利益 (円)	183.13	187.37	301.09	248.66
総 資 産 額 (百万円)	64,288	66,937	73,880	81,859
純 資 産 額 (百万円)	20,383	22,503	25,579	27,685

(注) 1 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき算出しております。

2 「『税効果会計に係る会計基準の一部改正』」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第32期の期首から適用しており、第31期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

会 社 名	資 本 金	当社に対す る議決権比 率	主要な事業内容
(株)ヤマダホールディングス	百万円 71,100	% 50.05	グループ経営戦略の企画・立案及びグループ会社の経営管理・監督、グループ共通業務等

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資率 比	主要な事業内容
(株) 桧家住宅	千円 50,000	% 100.0	注文住宅請負及び戸建分譲住宅販売
(株) 桧家住宅名古屋	8,000	100.0	注文住宅請負及び戸建分譲住宅販売
(株) パパまるハウス	40,000	100.0	注文住宅請負及び戸建分譲住宅販売
(株) ヒノキヤレスコ	50,000	100.0	注文住宅及び賃貸住宅請負
(株) 日本アクア	1,903,649	54.8	発泡断熱材の製造・販売
(株) 桧家リフォーム	30,000	100.0	住宅のリフォーム及び外構工事の請負
フュージョン資産 マネジメント(株)	100,000	100.0	収益物件販売、ホテル開発等
(株) 日本ハウジングソ リューション	30,000	100.0	Z空調システム販売、住宅FC事業等
Hinokiya Vietnam C o . , L t d .	50,000	100.0	注文住宅の提案用プラン図面・施工 図面の作成
Hinokiya TWGroup C o . , L t d .	922,339	50.0	分譲住宅の開発等

(注) 2022年1月1日付けで(株)桧家住宅は、(株)桧家住宅名古屋を吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業部門	事業内容
住宅事業	注文住宅の請負、設計、施工及び注文住宅のF C事業 戸建分譲住宅の設計、施工、販売及び土地の分譲、仲介 賃貸住宅の請負、設計、施工
不動産投資事業	収益物件販売、ホテル開発及び不動産の賃貸
断熱材事業	発泡断熱材及び住宅省エネルギー関連部材の開発、製造及び販売
リフォーム事業	住宅のリフォーム、解体工事、外構工事の請負、設計、施工
介護保育事業	高齢者住宅の運営及び保育所運営等
その他の事業	旅行代理店業、保険代理店業等

(注) 当事業年度において介護保育事業を構成する連結子会社であるライフサポート株式会社の全株式を譲渡し、連結の範囲から除外しております。

(8) 主要な営業所及び事業所 (2021年12月31日現在)

主要な会社及び拠点	所在地
当社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館7階
当社(CADセンター)	埼玉県久喜市
(株)桧家住宅(本社)	東京都文京区
(株)桧家住宅名古屋(本社)	愛知県名古屋市西区
(株)パパまるハウス(本社)	新潟県新潟市
(株)ヒノキヤレスコ(本社)	東京都文京区
(株)日本アクア(本社)	東京都港区
(株)桧家リフォーム(本社)	埼玉県加須市
フュージョン資産マネジメント(株)(本社)	東京都文京区
(株)日本ハウジングソリューション(本社)	東京都文京区
Hinokiya Vietnam Co., Ltd.	Dong Da Dist, Ha Noi City, Viet Nam
Hinokiya TWGroup Co., Ltd.	Tan Phu Dist, Ho Chi Minh City, Viet Nam

(9) 従業員の状況（2021年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,395 (24) 名	663(190) 名減

- (注) 1 従業員数は就業人員であり臨時従業員数（パートタイマー）は、年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（）外数で記載しております。
2 ライフサポート株式会社を売却し、連結の範囲から除外したことから従業員数及び臨時従業員数が減少しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
156 名	13 名減	36.4 歳	5.1 年

- (注) 従業員数は就業人員であり臨時従業員数（パートタイマー）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2021年12月31日現在）

借入先	借入金残高(千円)
(株) 三菱UFJ銀行	4,185,000
(株) 三井住友銀行	3,335,000
(株) 埼玉りそな銀行	2,664,000
(株) 武蔵野銀行	1,968,000
(株) みずほ銀行	1,187,640

- (注) 借入残高が10億円以上の金融機関を記載しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,300,000株
 (2) 発行済株式の総数 12,650,984株
 (自己株式数924,016株を除く)
 (3) 株主数 4,271名
 (4) 大株主（発行済株式の総数（自己株式を除く）に対する株式の保有割合の高い上位10名の大株主）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ヤマダホールディングス	6,327,659株	50.02%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	746,200	5.90
ヒノキヤグループ従業員持株会	338,548	2.68
ヒノキヤグループ取引先持株会	249,400	1.97
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	200,200	1.58
株式会社三菱UFJ銀行	180,000	1.42
黒 須 新 治 郎	167,100	1.32
STATE STREET BANK AND D T R U S T C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T O M 0 2 5 0 5 0 0 2	150,000	1.19
野村信託銀行株式会社（投信口）	135,800	1.07
株式会社EIGHT & COMPANY	105,000	0.83

(注) 当社は2021年12月31日現在、自己株式924,016株(7.30%)を保有しており、これを持株比率の計算から除外しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の取締役(社外取締役を除きます。)及び当社子会社の取締役に対して当社の企業価値向上へのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との利益共有を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度においては、当社の取締役6名に対して6,000株、当社子会社の取締役24名に対して16,000株を付与しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年12月31日現在)

会社における地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	近 藤 昭	(株)ヤマダ住建ホールディングス 代表取締役社長
常務取締役 住宅・リフォーム事業統括	森 田 哲 之	まいすまい(株)代表取締役社長
常務取締役マーケティング部長 (マーケティング・F C事業・ C A Dセンター担当)	荒 木 伸 介	(株)日本ハウジングソリューション 代表取締役社長
取締役財務経理部長 (財務経理担当)	常 住 順 一	
取締役総合企画部長 (総合企画・人事・ グループ管理担当)	島 田 幸 雄	
取締役	荒 井 孝 子	(株)桧家住宅代表取締役社長
取締役	出 口 俊 一	(株)デジタルニューディール研究所 代表取締役社長 (社)俯瞰工学研究所主席研究員
取締役	片 山 雅 也	弁護士法人ALG&Associates代表社員 (株)アヴァンセ・ホールディングス取締役 (株)アヴァンセ・インテリジェンス 社外監査役 (非常勤) (株)アヴァンセ・トラシード代表取締役 税理士法人ALG&Associates代表社員
常勤監査役	長 谷 忠 宏	
常勤監査役	園 田 早 苗	
非常勤監査役	長谷川 臣 介	長谷川公認会計士事務所所長 戸田工業(株)社外監査役 (非常勤)

会社における地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
非常勤監査役	長 澤 正 浩	長澤公認会計士事務所代表 (株)東京個別指導学院社外監査役 (非常勤)

- (注) 1 取締役出口 俊一氏及び取締役片山 雅也氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 2 監査役長谷川 臣介氏及び監査役長澤 正浩氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- 3 監査役長谷川 臣介氏及び監査役長澤 正浩氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 代表取締役会長黒須 新治郎氏は2021年3月26日開催の第33期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役、社外監査役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる訴訟費用及び損害賠償金の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。但し、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（以下「決定方針」という。）について取締役会の決議によって定めております。

その概要としましては、取締役の報酬等は、当社グループの持続的成長及び中長期的企業価値向上を実現するために、取締役の報酬について、基本報酬、短期インセンティブとしての賞与（業績連動報酬）、中長期的なインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬（社外取締役を除く）で構成しております。基本報酬に対する賞与及び譲渡制限付株式報酬の構成比は、賞与で最大50%程度、譲渡制限付株式報酬で最大20%程度を目安に設計しております。

基本報酬については、経営環境や他社の水準等を考慮の上、役位・役割貢献度に応じて設定し、賞与については、単年度の業績達成を強く動機づけるため、前連結会計年度における「連結経常利益」の1%以内で経営環境や他社の水準等を考慮の上、役位・役割貢献度に応じて設定し、譲渡制限付株式報酬については中長期的な企業価値向上に対する士気等を勘案して、株主の利益を害することのないような水

準で継続的に付与することを基本とし、役位・役割貢献度に応じて付与株数を決定しております。報酬等の内容の決定について株主総会の決議により決定した限度額内において、取締役会の一任を受けた代表取締役社長近藤昭が各取締役の職位や職務執行に対する評価、連結業績等を総合的に勘案し、社外取締役の意見や助言を聴取して報酬額を決定することとしております。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、社外取締役が出席する取締役会において決定された決定方針に基づき、多角的な検討を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬額については、2012年3月29日開催の第24期定時株主総会において、年額500百万円以内（うち、社外取締役30百万円以内。定款で定める取締役の員数は10名以内。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は1名。）です。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬については、前述の株主総会で決議された金銭報酬額とは別枠にて、2018年3月28日開催の第30期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として支給する金銭報酬債権を年額100百万円以内と決議しております。また、譲渡制限付株式報酬として、対象取締役に対して当社が発行又は処分する普通株式の総数は年60千株以内とすることを併せて決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

当社の監査役の金銭報酬の額は、2003年3月27日開催の第15期定時株主総会において年額50百万円以内（定款で定める監査役の員数は4名以内。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の報酬等につきまして、当社においては決定方針及び取締役会の決議に基づき、代表取締役社長近藤昭に取締役の基本報酬の地位別、個人別の配分及び賞与の配分の具体的内容の決定を委任しております。

委任の理由は、当社の経営全般を俯瞰できる立場にある代表取締役社長が、会社全体の業績を勘案しつつ、各取締役の業績目標の達成状況や成果等について最も適切に評価できるものと判断したためであります。

⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (株式報酬)	退職慰労金	
取締役 (社外取締役)	771,469 (12,499)	218,514 (11,082)	40,525 (1,417)	12,430 (-)	500,000 (-)	9 (2)
監査役 (社外監査役)	37,668 (18,660)	33,456 (16,560)	4,212 (2,100)	-	-	4 (2)

- (注) 1 非金銭報酬等は、株式報酬の当事業年度における費用計上額を記載しております。
 2 2021年3月26日開催の第33期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し支給しております。
 3 当事業年度末現在の人員は取締役8名、監査役4名であります。上記支給人員との相違は、2021年3月26日開催の第33期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいるためであります。

⑥ 業績連動報酬等に関する事項

当社における業績連動報酬は、単年度の業績達成を強く動機づけるため、前連結会計年度における「連結経常利益」の1%以内で経営環境や他社の水準等を考慮の上、役位・役割貢献度に応じて算出し、賞与として支給しております。

当事業年度における連結経常利益は6,252百万円でした。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役出口 俊一氏は株式会社デジタルニューディール研究所代表取締役社長及び(社)俯瞰工学研究所主席研究員を兼務しております。なお、当社は、株式会社デジタルニューディール研究所及び(社)俯瞰工学研究所との取引はありません。

取締役片山 雅也氏は弁護士法人ALG&Associates代表社員、株式会社アヴァンセ・ホールディングス取締役、株式会社アヴァンセ・インテリジェンス社外監査役、株式会社アヴァンセ・トラシード代表取締役及び税理士法人ALG&Associates代表社員を兼務しております。なお、当社は、弁護士法人ALG&Associates、株式会社アヴァンセ・ホールディングス、株式会社アヴァンセ・インテリジェンス、株式会社アヴァンセ・トラシード及び税理士法人ALG&Associatesとの取引はありません。

監査役長谷川 臣介氏は長谷川公認会計士事務所所長及び戸田工業株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社は、長谷川公認会計士事務所及び戸田工業株式会社との取引はありません。

監査役長澤 正浩氏は長澤公認会計士事務所代表及び株式会社東京個別指導学院社外監査役を兼務しております。なお、当社は、長澤公認会計士事務所及び株式会社東京個別指導学院との取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	出口 俊一	当事業年度の取締役会には22回中22回に出席し、会社経営者としての豊富な経験から取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たすことが期待されているところ、会社経営者としての専門的な見地から、適宜意見を述べるなど適切な役割を果たしております。
社外取締役	片山 雅也	当事業年度の取締役会には22回中22回に出席し、弁護士としての専門的な見地から取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たすことが期待されているところ、弁護士としての専門的な見地から、適宜意見を述べるなど適切な役割を果たしております。

区 分	氏 名	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に 関して行った職務の概要
社外監査役	長谷川 臣介	当事業年度の取締役会には22回中22回、当事業年度の監査役会には13回中13回に出席し、公認会計士としての専門的な見地から取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たすことが期待されているところ、公認会計士としての専門的な見地から、適宜意見を述べるなど適切な役割を果たしております。
社外監査役	長澤 正浩	当事業年度の取締役会には22回中22回、当事業年度の監査役会には13回中13回に出席し、公認会計士としての専門的な見地から取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たすことが期待されているところ、公認会計士としての専門的な見地から、適宜意見を述べるなど適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(注) 2021年3月26日開催の第33期定時株主総会において有限責任あずさ監査法人が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは退任いたしました。

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	52,500千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,500千円

- (注) 1 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等について、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断したときは、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用の状況に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要及び当事業年度における運用状況は次のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの「企業行動憲章」及び「倫理・コンプライアンス規程」等コンプライアンス体制に係る規程を取締役及び使用人が法令・定款及び当社の社是並びに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。

この行動の徹底を図るため、コンプライアンス委員会及びその事務局を設置し、グループ全体のコンプライアンスの状況を統括し、教育を行います。

内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に必要に応じ報告します。なお、法令上疑義のある行為について使用人が直接情報を伝える手段として「内部通報制度」を開設しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報及び使用人の業務全般に係る情報については、文書取扱規程の保存区分に応じて適切かつ検索ができる状態にて保存・管理します。これらの保存・管理された文書は、取締役及び監査役から要請があれば容易に閲覧可能な状況であることを維持します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の取締役及び使用人は、随時、それぞれの部門に内在するリスクの検討を行い、リスクとなる事項が検出された場合は、当社のグループ会社管理規程に基づき、当社に報告する体制をとっています。

また、内部監査室は各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程に基づく職務分掌、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっています。また、取締役及び使用人が社業を的確かつ円滑に職務執行できるように中期・年次経営計画並びに短期・月次事業部門目標・予算を策定しています。取締役会は、この結果をレビューし、必要な措置を施しています。

⑤ 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社取締役、各部長及びグループ各社の社長は、各部門及び各会社の業務執行の適正を確保する体制の確立と運用の権限と責任を有します。法令遵守体制、リスク管理体制、情報の保存・管理体制及び効率的職務執行体制等について定められている社内規程を当社グループ各社の共通の社内規程とし、グループの取締役及び使用人は、これらの規程の定めるところに従い、業務の適正を確保するための体制の整備・運用を行います。なお、本社各部・各組織機関は、担当業務に関し各社に対しその整備・運用について支援、指導を行います。また、当社及びグループ各社間での情報の共有化、指示・要請等の効率的伝達のための会議を設営します。

当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の職務執行の状況を監査し、企業集団における業務の適正の確保に寄与します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用

人に関する体制と当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項

監査役は、その職務を一時的に補助するための使用人として、内部監査室所属員又は総合企画部所属員に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。なお、監査役の職務を一定期間補助するための使用人を任命した場合は、当該使用人の異動・業績評価等人事権に係る事項の決定に関しては、取締役会からの独立性を確保するため、監査役の事前の同意を必要とします。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項及び内部監査の実施状況等を速やかに報告する体制を整備しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会と監査役会の協議により決定する方法によります。

その他、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、重要な文書の閲覧をすることができます。また、必要に応じていつでも、その職務遂行のため、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。さらに使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるとき及び重大な法令・定款違反に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができます。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役会を22回開催し、社外取締役を含む各取締役は法令又は定款等に定められた事項及び経営上重要な事項について審議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。
- ② 監査役会を13回開催し、社外監査役を含む各監査役は監査方針、監査計画に基づき、取締役会を含む重要な社内会議への出席や代表取締役との面談、業務執行に関する重要な文書の閲覧等を通じて取締役の職務執行、法令、定款等への遵守状況について監査を行っております。
- ③ 内部監査室は、年度監査計画に基づき、当社並びに子会社の各部門について内部監査を実施し、監査結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。
- ④ 当社並びに子会社から選出された委員で構成されるグループコンプライアンス委員会を6回開催し、法令・社内規程等の遵守状況、日常業務において生じ得るリスクの抽出、評価を行い、リスク毎の対応策等を協議しております。
- ⑤ 子会社の業務運営、経営管理の適正を確保するため「グループ会社管理規程」に基づき、子会社から事前承認、報告を受ける体制を整備し、運用を行っております。また、当社全役員並びに子会社の代表取締役が出席し、毎月開催されるグループ役員会議において各子会社の代表取締役から経営状況の報告を受け、現況の把握を行っております。

(以上の事業報告における記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)
(なお、小数点及び百分比につきましては、表示単位未満を四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	63,577,621	流動負債	42,641,639
現金及び預金	15,980,031	工事未払金	8,522,591
受取手形及び売掛金	7,100,899	買掛金	6,183,372
完成工事未収入金	176,202	短期借入金	4,097,000
販売用不動産	23,532,677	1年内返済予定の長期借入金	1,689,040
未成工事支出金	6,622,852	未払法人税等	1,047,789
材料貯蔵品	1,046,431	未成工事受入金	17,448,966
未収入金	3,806,125	賞与引当金	467,558
立替金	3,997,013	その他	3,185,321
その他	1,405,388	固定負債	11,531,638
貸倒引当金	△89,999	長期借入金	10,613,200
固定資産	18,281,519	退職給付に係る負債	54,784
有形固定資産	14,242,015	資産除去債務	540,699
建物及び構築物	6,824,439	その他	322,954
機械装置及び運搬具	301,857	負債合計	54,173,278
土地	6,880,717	純資産の部	
建設仮勘定	88,419	株主資本	23,645,982
その他	146,581	資本金	389,900
無形固定資産	741,157	資本剰余金	274,226
のれん	417,166	利益剰余金	24,807,567
その他	323,991	自己株式	△1,825,711
投資その他の資産	3,298,346	その他の包括利益累計額	4,868
投資有価証券	87,417	その他有価証券評価差額金	△0
繰延税金資産	785,623	為替換算調整勘定	4,868
瑕疵担保供託金	1,337,081	非支配株主持分	4,035,011
その他	1,200,590		
貸倒引当金	△112,366		
		純資産合計	27,685,862
資産合計	81,859,141	負債純資産合計	81,859,141

連結損益計算書

(2021 年 1 月 1 日から
2021 年 12 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		122,503,650
売上原価		96,852,684
売上総利益		25,650,965
販売費及び一般管理費		19,391,998
営業利益		6,258,966
営業外収益		165,964
受取利息	39,100	
受取配当金	1,522	
受取保険金	14,419	
違約金の収入	12,455	
その他	98,465	
営業外費用		
支払利息	59,106	
売上割引	22,774	
持分法による投資損失	10,588	
支払手数料	1,266	
その他	78,967	172,703
経常利益		6,252,227
特別利益		83,952
固定資産売却益	13,579	
投資有価証券売却益	13,971	
関係会社株式売却益	56,401	
特別損失		
投資有価証券評価損	188,741	
貸倒引当金繰入額	54,760	
事業撤退損	31,745	
役員退職慰労金	510,312	
訴訟関連損失	39,527	825,087
税金等調整前当期純利益		5,511,092
法人税、住民税及び事業税	2,026,327	
法人税等調整額	△80,440	1,945,887
当期純利益		3,565,205
非支配株主に帰属する当期純利益		421,047
親会社株主に帰属する当期純利益		3,144,157

連結株主資本等変動計算書

(2021 年 1 月 1 日から
2021 年 12 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年1月1日残高	389,900	132,914	22,901,725	△1,869,180	21,555,359
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,200,892		△1,200,892
親会社株主に帰属する当期純利益			3,144,157		3,144,157
自己株式の取得				-	-
自己株式の処分		△30,418		43,468	13,049
連結子会社株式の売却による持分の変動		141,312	△7,004		134,308
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-
利益剰余金から資本剰余金への振替		30,418	△30,418		-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	141,312	1,905,841	43,468	2,090,622
2021年12月31日残高	389,900	274,226	24,807,567	△1,825,711	23,645,982

	その他の包括利益累計額			非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算勘定	その他の包括利益累計額合計		
2021年1月1日残高	5,076	△58,955	△53,879	4,078,060	25,579,540
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,200,892
親会社株主に帰属する当期純利益					3,144,157
自己株式の取得					-
自己株式の処分					13,049
連結子会社株式の売却による持分の変動					134,308
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△5,076	63,824	58,747	△43,048	15,699
連結会計年度中の変動額合計	△5,076	63,824	58,747	△43,048	2,106,322
2021年12月31日残高	△0	4,868	4,868	4,035,011	27,685,862

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	31,142,876	流動負債	11,633,251
現金及び預金	13,563,271	買掛金	117,954
売掛金	85,742	短期借入金	997,000
貯蔵品	38,130	1年内返済予定の長期借入金	1,655,640
前払費用	64,180	未払金	186,714
関係会社短期貸付金	16,648,769	未払費用	49,553
その他	797,543	預り金	5,172
貸倒引当金	△54,760	関係会社預り金	8,519,825
固定資産	12,317,780	前受収益	27,746
有形固定資産	4,961,986	賞与引当金	61,096
建築物	995,851	その他	12,548
構築物	2,528	固定負債	10,689,054
車両運搬具	6,582	長期借入金	10,580,000
工具器具備品	30,512	資産除去債務	62,500
土地	3,905,164	その他	46,554
建設仮勘定	21,347		
無形固定資産	95,136		
ソフトウェア	95,083		
その他	52		
投資その他の資産	7,260,658	負債合計	22,322,305
投資有価証券	3,742		
関係会社株式	6,573,379	純資産の部	
出資金	200	株主資本	21,138,351
長期貸付金	160,000	資本金	389,900
関係会社長期貸付金	172,800	資本剰余金	339,900
破産更生債権等	23,368	資本準備金	339,900
繰延税金資産	92,988	利益剰余金	22,234,263
会員権	14,000	利益準備金	4,112
その他	338,427	その他利益剰余金	22,230,150
貸倒引当金	△118,248	別途積立金	820,000
		繰越利益剰余金	21,410,150
		自己株式	△1,825,711
		純資産合計	21,138,351
資産合計	43,460,657	負債純資産合計	43,460,657

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
業務支援料金	2,036,592	
関係会社受取配当金	3,288,160	
不動産賃貸事業収入	343,480	
その他の売上高	824,322	6,492,554
売上原価		967,018
売上総利益		5,525,536
販売費及び一般管理費		2,070,432
営業利益		3,455,104
営業外収益		
受取利息	88,487	
受取配当金	1,498	
その他	5,820	95,805
営業外費用		
支払利息	56,780	
その他	4,650	61,430
経常利益		3,489,478
特別利益		
固定資産売却益	1,000	
投資有価証券売却益	13,971	
関係会社事業損失引当金戻入額	503,000	
貸倒引当金戻入額	250,358	768,330
特別損失		
固定資産除売却損	4,366	
投資有価証券評価損	59,600	
関係会社株式評価損	901,141	
関係会社株式売却損	110,517	
役員退職慰労金	500,000	1,575,624
税引前当期純利益		2,682,184
法人税、住民税及び事業税	402	
法人税等調整額	27,327	27,729
当期純利益		2,654,454

株主資本等変動計算書

(2021 年 1 月 1 日から
2021 年 12 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2021年1月1日残高	389,900	339,900	-	339,900	4,112	820,000	19,987,008	20,811,120
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△1,200,892	△1,200,892
当期純利益							2,654,454	2,654,454
自己株式の取得								
自己株式の処分			△30,418	△30,418				
利益剰余金から資本剰余金への振替			30,418	30,418			△30,418	△30,418
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,423,142	1,423,142
2021年12月31日残高	389,900	339,900	-	339,900	4,112	820,000	21,410,150	22,234,263

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年1月1日残高	△1,869,180	19,671,740	5,202	5,202	19,676,942
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,200,892			△1,200,892
当期純利益		2,654,454			2,654,454
自己株式の取得	-	-			-
自己株式の処分	43,468	13,049			13,049
利益剰余金から資本剰余金への振替		-			-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		-	△5,202	△5,202	△5,202
事業年度中の変動額合計	43,468	1,466,611	△5,202	△5,202	1,461,409
2021年12月31日残高	△1,825,711	21,138,351	-	-	21,138,351

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

株式会社ヒノキヤグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮木 直哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福島 力
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヒノキヤグループの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒノキヤグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年2月10日開催の取締役会において、株式会社ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

株式会社ヒノキヤグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮木 直哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福島 力
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヒノキヤグループの2021年1月1日から2021年12月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年2月10日開催の取締役会において、株式会社ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

株式会社ヒノキヤグループ 監査役会

常勤監査役 長 谷 忠 宏 ⑩

常勤監査役 園 田 早 苗 ⑩

監 査 役 長 谷 川 臣 介 ⑩

監 査 役 長 澤 正 浩 ⑩

(注) 長谷川臣介と長澤正浩は、会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上